

香川県青年センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第10号

香川県青年センター規則の一部を改正する規則

香川県青年センター規則（昭和44年香川県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前						
別表（第8条関係） 1 利用時間を分割して利用する場合の使用料				別表（第8条関係） 1 利用時間を分割して利用する場合の使用料						
区 分	単 位	使用料の額		区 分	単 位	使用料の額				
		特別利用 の場合	一般利用 の場合			特別利用 の場合	一般利用 の場合			
大会議室 全面を利用する 場合	午前9時から午後1時まで	<u>1,770円</u>	<u>3,540円</u>	大会議室 全面を利用する 場合	午前9時から午後1時まで	<u>1,730円</u>	<u>3,460円</u>			
		<u>1,770円</u>	<u>3,540円</u>			午後1時から午後5時まで	<u>1,730円</u>	<u>3,460円</u>		
		<u>1,770円</u>	<u>3,540円</u>			午後5時から午後9時まで	<u>1,730円</u>	<u>3,460円</u>		
	半面を利用する 場合	午前9時から午後5時まで	<u>3,540円</u>		<u>7,080円</u>	半面を利用する 場合	午前9時から午後5時まで	<u>3,460円</u>	<u>6,920円</u>	
			<u>3,540円</u>		<u>7,080円</u>			午後1時から午後9時まで	<u>3,460円</u>	<u>6,920円</u>
		午後9時から午後1時まで	<u>890円</u>		<u>1,780円</u>		午後9時から午後1時まで	<u>870円</u>	<u>1,740円</u>	
			<u>890円</u>		<u>1,780円</u>			午後1時から午後5時まで	<u>870円</u>	<u>1,740円</u>
			<u>890円</u>		<u>1,780円</u>			午後5時から午後9時まで	<u>870円</u>	<u>1,740円</u>
		午前9時から午後5時まで	<u>1,780円</u>		<u>3,560円</u>		午前9時から午後5時まで	<u>1,740円</u>	<u>3,480円</u>	
			<u>1,780円</u>		<u>3,560円</u>			午後1時から午後9時まで	<u>1,740円</u>	<u>3,480円</u>
<u>1,780円</u>	<u>3,560円</u>									
中会議室	午前9時から午後1時まで	<u>1,180円</u>	<u>2,360円</u>	中会議室	午前9時から午後1時まで	<u>1,150円</u>	<u>2,300円</u>			
		<u>1,180円</u>	<u>2,360円</u>			午後1時から午後5時まで	<u>1,150円</u>	<u>2,300円</u>		
		<u>1,180円</u>	<u>2,360円</u>			午後5時から午後9時まで	<u>1,150円</u>	<u>2,300円</u>		
	午後9時から午後1時まで	<u>2,360円</u>	<u>4,720円</u>		午後9時から午後1時まで	<u>2,300円</u>	<u>4,600円</u>			
		<u>2,360円</u>	<u>4,720円</u>			午後1時から午後9時まで	<u>2,300円</u>	<u>4,600円</u>		
小会議室	午前9時から午後1時まで	<u>580円</u>	<u>1,160円</u>	小会議室	午前9時から午後1時まで	<u>570円</u>	<u>1,140円</u>			
		<u>580円</u>	<u>1,160円</u>			午後1時から午後5時まで	<u>570円</u>	<u>1,140円</u>		
		<u>580円</u>	<u>1,160円</u>			午後5時から午後9時まで	<u>570円</u>	<u>1,140円</u>		

野外活動場	午前9時から午後5時まで	1,160円	2,320円
	午後1時から午後9時まで	1,160円	2,320円
	午前9時から午後1時まで	1,050円	2,100円
	午後1時から午後5時まで	1,050円	2,100円
	午後5時から午後9時まで	1,050円	2,100円
	午前9時から午後5時まで	2,100円	4,200円
	午後1時から午後9時まで	2,100円	4,200円

2 午前9時前又は午後9時後の時間において利用する場合及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料

区 分	単 位	使用料の額	
		特別利用 の場合	一般利用 の場合
大会議室 全面を利用する場合 略	1時間当たり	450円	900円
略			

3 冷暖房使用料

区 分	単 位	使用料の額
大会議室 全面を利用する 場合	午前9時から午後1時まで	1,440円
	午後1時から午後5時まで	1,440円
	午後5時から午後9時まで	1,440円
	午前9時から午後5時まで	2,880円
	午後1時から午後9時まで	2,880円
	午前9時から午後9時まで	4,320円
	超過1時間当たり	360円
半面を利用す る場合	午前9時から午後1時まで	720円
	午後1時から午後5時まで	720円
	午後5時から午後9時まで	720円
	午前9時から午後5時まで	1,440円
	午後1時から午後9時まで	1,440円
	午前9時から午後9時まで	2,160円
	略	

野外活動場	午前9時から午後5時まで	1,140円	2,280円
	午後1時から午後9時まで	1,140円	2,280円
	午前9時から午後1時まで	1,030円	2,060円
	午後1時から午後5時まで	1,030円	2,060円
	午後5時から午後9時まで	1,030円	2,060円
	午前9時から午後5時まで	2,060円	4,120円
	午後1時から午後9時まで	2,060円	4,120円

2 午前9時前又は午後9時後の時間において利用する場合及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料

区 分	単 位	使用料の額	
		特別利用 の場合	一般利用 の場合
大会議室 全面を利用する場合 略	1時間当たり	440円	880円
略			

3 冷暖房使用料

区 分	単 位	使用料の額
大会議室 全面を利用す る場合	午前9時から午後1時まで	1,400円
	午後1時から午後5時まで	1,400円
	午後5時から午後9時まで	1,400円
	午前9時から午後5時まで	2,800円
	午後1時から午後9時まで	2,800円
	午前9時から午後9時まで	4,200円
	超過1時間当たり	350円
半面を利用す る場合	午前9時から午後1時まで	700円
	午後1時から午後5時まで	700円
	午後5時から午後9時まで	700円
	午前9時から午後5時まで	1,400円
	午後1時から午後9時まで	1,400円
	午前9時から午後9時まで	2,100円
	略	

中会議室	午前9時から午後1時まで	940円
	午後1時から午後5時まで	940円
	午後5時から午後9時まで	940円
	午前9時から午後5時まで	1,880円
	午後1時から午後9時まで	1,880円
	午前9時から午後9時まで	2,820円
	略	
小会議室	午前9時から午後1時まで	410円
	午後1時から午後5時まで	410円
	午後5時から午後9時まで	410円
	午前9時から午後5時まで	820円
	午後1時から午後9時まで	820円
	午前9時から午後9時まで	1,230円
	略	

備考 略

中会議室	午前9時から午後1時まで	920円
	午後1時から午後5時まで	920円
	午後5時から午後9時まで	920円
	午前9時から午後5時まで	1,840円
	午後1時から午後9時まで	1,840円
	午前9時から午後9時まで	2,760円
	略	
小会議室	午前9時から午後1時まで	400円
	午後1時から午後5時まで	400円
	午後5時から午後9時まで	400円
	午前9時から午後5時まで	800円
	午後1時から午後9時まで	800円
	午前9時から午後9時まで	1,200円
	略	

備考 略

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。